

奈良県告示第十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、介護機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成三十年四月十七日

奈良県知事 荒井正吾

指定介護機関の 名称又は氏名	指定介護機関の 所在地又は住所	変 更 事 項		変更年月日
		旧	新	
よしむら・ファ ミリー歯科	香芝市真美ヶ丘 一丁目五番一一 号	（開設者） 医療法人和齒齒 会 （名称） よしむらファミ リー歯科	（開設者） 医療法人わはは 会 （名称） よしむら・ファ ミリー歯科	平成三十年 二月十五日